

たっくすニュースフラッシュ

春号第2号(個人様向け)
2000年6月

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
教育訓練給付金を活用しよう!	1
住宅ローン減税について	2

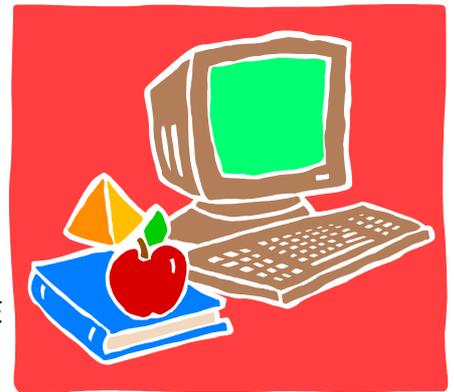
ご挨拶

いよいよ梅雨の季節となりました。外でのレジャーが楽しめない分、家の中で読書や勉強にいそしむのもまた良いものかもしれませんね。

私どもの事務所を皆様にもっと身近な存在として感じてほしいと願い、この季刊誌の発行を思い立ち、2号目の発行となりました。

先月末にはホームページも立ち上げました。まだまだ未熟なものですが、“小さく生んで大きく育てる”をモットーに徐々に質・量ともに充実させていきたいと思っています。毎月20日の更新を予定しています。

御要望・御不満等ございましたら御遠慮なさらずご意見を伺わせてください。よろしくお願いたします。



公認会計士 中村元彦

公認会計士 中村友理香

中村公認会計士事務所

〒336-0001

埼玉県浦和市常盤

1-5-22-803

TEL

048-834-1598

FAX

048-834-1594

ホームページ

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

教育訓練給付金を活用しよう!

新聞の広告などで教育訓練給付金指定講座という言葉をご覧になった方がいらっしゃるのではないのでしょうか?

この教育訓練給付金というのは受講した講座の受講料の8割(最高20万円まで)が支給される制度です。支給される要件としては

- 1) 教育訓練を開始した日において雇用保険の一般被保険者であること、ないしは被保険者でなくなってから(大概是退職してから)1年以内であること
- 2) 労働大臣が指定する教育訓練を受け、教育訓練を終了したこと
- 3) 一般被保険者期間が5年以上であること等全てをクリアしなくてはなりません。

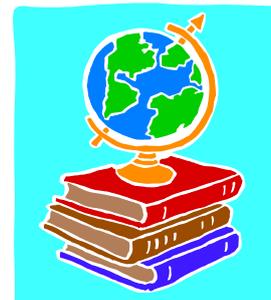
注意しなくてはいけないのは、一度この制度を利用すると、また5年間会社に勤め続けなければ2回目の利用が出来ないこと、途中で投げ出してしまうと1円も支

給されないこと、無事教育訓練講座を終了しても1ヶ月以内に終了証明書をもって管轄公共職業安定所へ提出しなければ実際に支給を受けられないことなどです。また教育であればどんなものでもいいというのではなく、労働大臣による指定が必要となります。この指定の有無は受講予定の教育機関に問い合わせすれば教えてもらえます。

支給額は教育訓練の受講のために支払った費用の8割で、算定した額が20万円以上の時は20万円で頭打ちとなります。なお算定した額が8千円を超えないときは支給されません。

もし何か勉強しようというご予定がある方は一度ご検討してみたいかがでしょうか？雇用保険は失業や病気で働けなくなった時だけでなく、元気で働いているときでもその恩恵を受けることが出来るのです。

住宅ローン減税について



「住宅ローン減税の効果で自宅購入を考えている人が増えているそうですね。聞くところによると580万円もの減税になるとか。だったら本格的に私も考えてみようかな」という方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

この「住宅ローン控除」とは、住宅ローンを組んでマイホームを購入（建築）または大規模修繕して入居し、一定要件を満たした場合には入居から一定期間に渡り年末ローン残高に一定率を乗じた額分の所得税を軽減するというものです。

一定要件としては、借入先が金融機関・住宅金融公庫・勤務先等で借入期間が10年以上、借入金の用途が住宅及びその住宅の敷地であること、取得後6ヶ月以内に入居すること、借入者の年間合計所得金額が3千万円以下、適用を受ける年末まで継続して居住を継続すること、家屋の床面積が50㎡以上等々です。

控除額は 平成13年6月30日の入居まで

年末借入金残額	1～6年目	7～11年目	12～15年目
5千万円以下	1%	0.75%	0.5%
最高控除額	50万円/年	37.5万円/年	25万円/年

平成13年7月1日以降は右記の通りです

年末借入金残額	1～6年目
2千万円超3千万円以下	0.5%
2千万円以下	1%
最高控除額	25万円/年

従来より借入金残高上限が3千万円から5千万円へ、期間が6年から15年へと拡充された結果、平成10年入居の場合最大で180万円だったのが、587.5万円の軽減税額へと大幅アップしました。ただし、587.5万円の減税メリットを全て受けるためには15年間常に年末借入金残高が5千万円以上でなくてはならず、年間50万円の住宅ローン控除を受けるためには当然50万円以上の所得税が生じていなくては不可能です。

587.5万円の減税メリットは誰でも受けられるとは限りませんが、マイホーム購入を考えている方は制度を知ってより深く検討してみる価値があるといえるでしょう。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。